

道路境界確認証明申請書作成要

1. 証明申請を行う前に、鳴子国道維持出張所と道路境界確認の立会いを行って下さい。
2. 地権者の同意(押印)を得る前に、鳴子国道維持出張所で図面の確認を受けて下さい。
3. 申請書の作成部数は、2部(1部は原本、1部はコピー可) + 申請人必要部数 をご用意下さい。
4. 図面が複数枚になる時は、袋綴じとし割印を押して下さい。
5. 添付書類について

- 委任状 : 申請人(土地所有者等)が代理人による場合添付して下さい。
- 位置図 : 縮尺1/25,000、又は1/50,000の国土地理院の地図に申請箇所を赤線で記入して下さい。
- 公図 : 法務局備付の公図を添付して下さい。(※インターネットからのダウンロード版は不可)
- 登記簿謄本 : 国道に接する申請地及び隣接地の登記簿謄本を添付して下さい。
- 実測平面図 : 縮尺は1/250、又は1/500で作成して下さい。

申請地を黄に着色し、官民境界を赤線で記入して下さい。








申請地前後1本先までの国道境界杭全ての道路幅員を測量して下さい。

道路幅員の距離は、境界杭間及び隣接民境界箇所を記入して下さい。

なお、距離を記入することが困難な場合は、歩道端、側溝端、舗装端等からの距離を記載して下さい。

申請付近に永久的構造物(コンクリート擁壁、橋梁、歩道橋、建物等)がある場合は、境界杭までの距離を記入して下さい。

凡例 境界杭の種別を下記凡例を参照のうえ記入して下さい。

	国道境界杭(YK-1,YK-2,YK-3の杭種を記入)
	国道境界不明杭
	国道境界復元(YK-1,YK-2,YK-3の杭種を記入)
	県道・市道境界杭
	民境界杭(プラスチック等杭種を記入)
	マーキング
	測点

※申請地側の国道不明杭は復元をお願いします。

※対向地に国道境界杭が無い場合は、計算点(国道境界杭)と距離を明示して下さい。

- 隣接地権者 : 実測平面図に道路に面している土地所有者の記名押印をして下さい。
ただし、土地所有者の記名押印が得られない場合、その理由が真にやむを得ないものと認められる時(遠隔地等)はその理由を附記して下さい。
国道の公印は隣接地権者全ての同意(押印)を得た後になります。
測量者の記名押印をして下さい。
- 押印部数内訳書 : 境界確認証明を複数必要とする場合、押印内訳を記載して下さい。